

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則

(令和8年4月1日規程第27号)

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 人事（第5条～第8条）
- 第3章 給与及び退職手当（第9条・第10条）
- 第4章 その他（第11条～第13条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）に勤務する定年前再雇用短時間勤務職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(関係法令)

第2条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、定年前再雇用短時間勤務職員とは、年齢60年に達した日以後に退職（地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員の給与に関する規程（以下、「給与規程」という。）第7条第1項第2号に規定する給料表を適用される職員及び臨時的雇用職員その他の規程等により雇用期間を定めて雇用される職員を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）であって、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第29条の規定により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、就業規則第3条第1項に規定する職員（以下「正規職員」という。）の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下「短時間勤務の職」という。）として雇用された者をいう。

(規則の遵守)

第4条 法人及び定年前再雇用短時間勤務職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

第2章 人事

(再雇用の方法)

第5条 理事長は、年齢60年以上退職者が再雇用を希望した場合には、従前の勤務実績等に基づく選考により、定年前再雇用短時間勤務職員として雇用する。ただし、就

業規則第 31 条第 1 項及び第 2 項に規定する事由に該当する職員については、この限りではない。

(雇用期間)

第 6 条 定年前再雇用短時間勤務職員の雇用期間は、雇用開始の日から就業規則第 20 条第 1 項に規定する正規職員の定年退職日にあたる日までとする。

2 雇用開始の日は各年度 4 月 1 日からとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(雇用期間の末日)

第 7 条 再雇用を行う場合及び雇用期間の更新を行う場合の雇用期間の末日は、その者が年齢 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前であって、就業規則第 20 条第 1 項に規定する正規職員の定年退職日にあたる日以前でなければならない。

(退職)

第 8 条 定年前再雇用短時間勤務職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、定年前再雇用短時間勤務職員としての身分を失う。

- (1) 雇用期間の末日が到来したとき
- (2) 自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき
- (3) 休職期間が満了し、復職しないとき
- (4) 死亡したとき

第 3 章 給与及び退職手当

(給与)

第 9 条 定年前再雇用短時間勤務職員の給与として、給料その他各種手当を支給する。

2 前項の各種手当及び必要な事項については、給与規程で定める。

(退職手当)

第 10 条 定年前再雇用短時間勤務職員には、退職手当は支給しない。

第 4 章 その他

(業務上の災害等)

第 11 条 定年前再雇用短時間勤務職員の業務上の災害及び通勤途上における災害については、労基法、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他関係法令の定めるところにより、補償を行う。

(社会保険等)

第 12 条 定年前再雇用短時間勤務職員の社会保険等は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）その他関係法令に定めるところによる。

(就業規則の準用)

第13条 就業規則のうち第10条（勤務条件の明示）、第17条（休職）、第19条（自己都合による退職手続）、第31条（解雇）、第32条（解雇制限）、第33条（解雇予告）、第34条（退職後の責務）、第35条（退職証明等）、第4章（服務）、第49条（勤務時間等）、第51条（育児休業）、第52条（介護休業）、第54条（表彰）、第55条（懲戒）、第56条（懲戒の種類及び程度）、第57条（研修）、第58条（勤務発明）、第59条（損害賠償）、第60条（安全衛生）、第61条（出張）、第62条（旅費）の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員に準用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（再雇用職員の特例）

第2条 神奈川県を定年退職した者（定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者（その者がその者を雇用しようとする職に係る定年に達していないときを除く。）を含む。）については、法人に再雇用される場合には、第3条第1項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員とみなす。

（定年退職者等の再雇用に関する経過措置）

第3条 令和14年3月31日までの間、理事長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下、この条から附則第4条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る就業規則の定年に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 就業規則第18条第1項1号の規定により退職した者
- (2) 就業規則第21条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 就業規則第29条の規定により採用された者のうち、定年前再雇用短時間勤務職員の雇用期間が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再雇用（この項の規定により採用することをいう。）をされたことがある者

2 前項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該雇用期間の末日は、前項の規定により採用する者又はこの項の規定により雇用期間を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 3 暫定再雇用職員（第1項、次条第1項により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による雇用期間の更新は、当該暫定再雇用職員の当該更新直前の雇用期間における勤務実績が、当該暫定再雇用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 4 理事長は、暫定再雇用職員の雇用期間を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再雇用職員の同意を得なければならない。

第4条 令和14年3月31日までの間、理事長は、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における就業規則で規定する定年をいう。第6条において同じ。）に達している者（就業規則第29条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、附則第3条第2項から第4項までの規定を準用する。

第5条 第4条及び第8条から第13条の規定は、附則第2条から前条に規定するものに準用する。

（定年前再雇用短時間勤務職員に関する経過措置）

第6条 理事長は、基準日（令和8年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年相当年齢が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに就業規則第29条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から就業規則第21条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者を、第29条又は第22条第1項の規定により採用することができず、原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、第29条又は第22条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再雇用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（神奈川県を退職した者の再雇用に係る経過措置）

第7条 令和14年3月31日までの間、神奈川県を退職した者の再雇用については、附則第3条から附則第6条の規定を準用する。